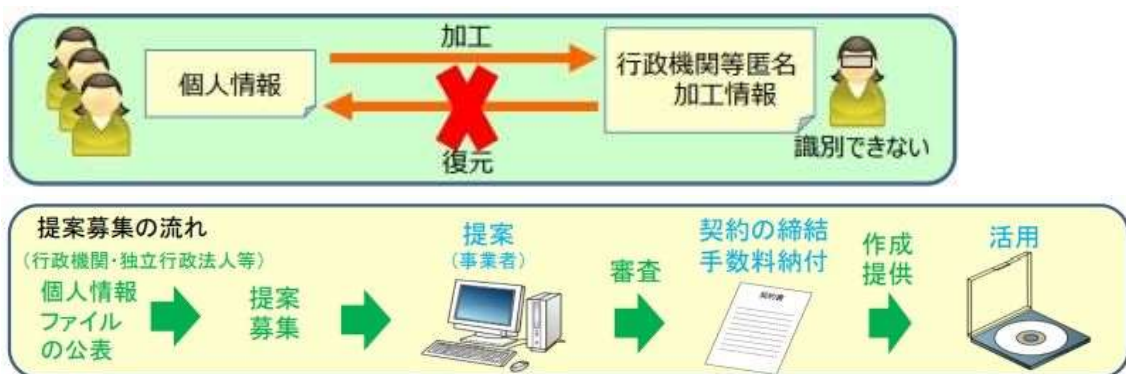


行政機関等匿名加工情報提供制度について

行政機関等匿名加工情報提供制度

行政機関等匿名加工情報の提供は、特定の個人を識別できないよう、かつ、元の個人情報を復元できないように個人情報を加工した「匿名加工情報」を、民間企業や学術研究機関に提供することで、新たな産業の創出、活力ある経済社会の実現に繋げることを意図したものである。

個人情報保護法（以下「法」という。）の改正により、令和５年度から、４７都道府県、２０政令市で導入が義務付けられ、京都市でも、要綱等を策定し、１０月から当該情報を事業の用に供するための提案募集を開始した。



図は個人情報保護委員会HPより

1 令和５年度の運用状況

(1) 要綱の策定

令和５年９月に、「京都市における行政機関等匿名加工情報の提供に関する取扱要綱」を策定し、京都市情報館（市HP）に公開した。

(2) 選考会議の設置

提案について、多面的に審査するため、市の課長級以上職員５名によって構成される京都市行政機関等匿名加工情報提案選考会議を設置した。

(3) 提案募集の状況

令和５年１０月に提案募集を行った。

（広報資料 <https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000317599.html>）

具体的な相談受付は３件で、うち１件が提案に至ったが、その後、辞退となった。

(4) 審議会への報告

行政機関等匿名加工情報提供制度については、制度の透明性を確保し、より信頼性の高い制度とするため、提供を行った場合は、事後的に審議会に報告し（京都市情報公開・個人情報保護審議会運営要領）、チェックを受けることとしている。

2 学術研究機関による行政機関等匿名加工情報の利用について

令和4年度の本市審議会での意見交換の中で、京都市は“大学のまち”であって、多数ある学術研究機関に利用してもらうことが社会への還元性が高いのではという意見があった。本市の産業支援機関を通じて大学関係者にも周知を行い、10月の提案募集期間中、市内の大学から相談が寄せられたが、相談を受ける中で次のような意見があった（提案に至らず）。

- (1) 個人情報ファイル簿の詳細
- (2) 匿名化されたデータの精度
- (3) 費用負担

3 来年度の進め方について

枠組みとしては、国で制度設計された施策であり、法令に準拠して、来年度も同様の内容で提案募集する。